橋本市指定特定相談支援事業者・橋本市指定障害児相談支援事業者の自主点検表兼指導調書

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所の名称 |  |
| 事業所番号（指定特定相談支援事業所） |  |
| 事業所番号（指定障害児相談支援事業所） |  |
| 作成日 | 年　月　日 |
| 対象期間 | 年　月　日　から　　年　月　日　まで |
| 作成者（職・氏名） |  |

※添付資料（書類一覧No.）

①運営規程（2）

②重要事項説明書（3）

③組織体制図（5）

④従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（6）

⑤利用者等の個人情報利用の同意書（15）

⑥計画相談支援利用の為の契約書（16）

⑦平面図（28）

※留意事項

①１ページだけで記載できず、複数ページにまたがる場合は、それぞれのページに枝番を記入してください。例、１－１、１－２等。

　　②様式と同じ内容の資料があれば、適宜補整の上、その印刷物等を添付しても差し支えありません。その場合は印刷物等の上部に資料の項目番号及び項目名、下部にページ番号を記入してください。

目次

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No. | 項目 | ﾍﾟｰｼﾞ |
| 1 | [書類一覧](#書類一覧) | 1 |
| 2 | [指定障害児相談支援事業者が読み替える表中の語句](#指定障害児相談支援事業者が読み替える表中の語句)　 | 2 |
| 3 | [法律・省令・告示の略称](#法律・省令・告示の略称)　 | 3 |
| 4 | [省令第28号・省令第29号の趣旨及び内容の通知](#省令第28号・省令第29号の趣旨及び内容の通知)　 | 3 |
| 5 | [１．指定特定相談支援事業者・指定特定相談支援事業所の概要](#指定特定相談支援事業者・指定特定相談支援事業所の概要) | 4 |
| 6 | [２．事業者内の他の障害福祉サービス事業所一覧](#事業者内の他の障害福祉サービス事業所一覧) | 4 |
| 7 | [３．計画相談支援費の請求状況　①計画相談支援費](#計画相談支援費（指定特定相談支援事業所）)　 | 5 |
| 8 | [②障害児相談支援費](#障害児相談支援費（指定障害児相談支援事業所）) | 5 |
| 9 | [４．利用者の名簿（五十音順）](#利用者の名簿（五十音順）) | 6 |
| 10 | [５．苦情に関する記録の状況](#苦情に関する記録の状況) | 7 |
| 11 | [６．事故に関する記録の状況](#事故に関する記録の状況) | 7 |
| 12 | [７．研修に関する記録の状況](#研修に関する記録の状況) | 7 |
| 13 | [第１　基本方針](#基本方針)　 | 8 |
| 14 | 第２　人員に関する基準　 |  |
| 15 | [（１）従業者](#従業者)　 | 9 |
| 16 | [（２）管理者](#管理者)　 | 9 |
| 17 | 第３　運営に関する基準 |  |
| 18 | [（１）内容及び手続きの説明及び同意](#内容及び手続きの説明及び同意)　 | 10 |
| 19 | [（２）契約内容の報告等](#契約内容の報告等)　 | 10 |
| 20 | [（３）提供拒否の禁止](#提供拒否の禁止)　 | 11 |
| 21 | [（４）サービス提供困難時の対応](#サービス提供困難時の対応) | 11 |
| 22 | [（５）受給資格の確認](#受給資格の確認)　 | 11 |
| 23 | [（６）支給決定又は地域相談支援給付決定、通所給付決定の申請に係る援助](#支給決定又は地域相談支援給付決定、通所給付決定の申請に係る援助)　 | 12 |
| 24 | [（７）身分を証する書類の携行](#身分を証する書類の携行)　 | 12 |
| 25 | [（８）計画相談支援給付費の額等の受領](#計画相談支援給付費の額等の受領)　 | 12 |
| 26 | [（９）利用者負担額に係る管理](#利用者負担額に係る管理)　 | 13 |
| 27 | [（１０）計画相談支援給付費の額に係る通知等](#計画相談支援給付費の額に係る通知等)　 | 13 |
| 28 | [（１１）指定計画相談支援の具体的取扱方針](#（１１）指定計画相談支援の具体的取扱方針)　 | 13 |
| 29 | [（１２）指定計画相談支援の具体的取扱方針](#（１２）指定計画相談支援の具体的取扱方針)　 | 14 |
| 30 | [（１３）指定計画相談支援の具体的取扱方針](#（１３）指定計画相談支援の具体的取扱方針)　 | 16 |
| 31 | [（１４）利用者等に対するサービス等利用計画等の書類の交付等](#利用者等に対するサービス等利用計画等の書類の交付)　 | 17 |
| 32 | [（１５）計画相談支援対象障害者等に関する市町村への通知](#計画相談支援対象障害者等に関する市町村への通知)　 | 17 |
| 33 | [（１６）管理者の責務](#管理者の責務)　 | 17 |
| 34 | [（１７）運営規程](#運営規程)　 | 18 |
| 35 | [（１８）勤務体制の確保等](#勤務体制の確保等)　 | 18 |
| 36 | [（１９）設備及び備品等](#設備及び備品)　 | 19 |
| 37 | [（２０）衛生管理等](#衛生管理等)　 | 19 |
| 38 | [（２１）掲示等](#掲示等)　 | 19 |
| 39 | [（２２）秘密保持等](#秘密保持等)　 | 20 |
| 40 | [（２３）広告](#広告)　 | 20 |
| 41 | [（２４）障害福祉サービス事業者等からの利益収受等の禁止等](#障害福祉サービス事業者等からの利益収受等の禁止)　 | 20 |
| 目次 |
| No. | 項目 | ﾍﾟｰｼﾞ |
| 42 | [（２５）苦情解決](#苦情解決)　 | 21 |
| 43 | [（２６）事故発生時の対応](#事故発生時の対応)　 | 24 |
| 44 | [（２７）会計の区分](#会計の区分)　 | 24 |
| 45 | [（２８）記録の整備](#記録の整備)　 | 24 |
| 46 | 第４　計画相談支援給付費の算定及び取扱い |  |
| 47 | [（１）基本事項](#基本事項)　 | 26 |
| 48 | [（２）](#計画相談支援費)[別表計画相談支援給付費単位数表　第１](#別表計画相談支援給付費単位数表第１) | 26 |
| 49 | [（３）](#居宅介護支援費重複減算)[別表計画相談支援給付費単位数表　第２　利用者負担上限額管理加算](#別表計画相談支援給付費単位数表第２) | 28 |
| 50 | [（４）](#介護予防支援費重複減算)[別表計画相談支援給付費単位数表　第３　特定事業所加算](#別表計画相談支援給付費単位数表第３) | 28 |
| 51 | [（５）](#特別地域加算)[別表障害児相談支援給付費単位数表　第１](#別表障害児相談支援給付費単位数表第１) | 29 |
| 52 | [（６）](#利用者負担上限額管理加算)[別表障害児相談支援給付費単位数表 第２ 利用者負担上限額管理加算](#別表障害児相談支援給付費単位数表第２利用者負担上限額管理加算) | 30 |
| 53 | [（７）](#特定事業所加算)[別表障害児相談支援給付費単位数表　第３　初回加算](#別表障害児相談支援給付費単位数表第３初回加算) | 30 |
| 54 | [（８）](#初回加算)[別表障害児相談支援給付費単位数表　第４　特定事業所加算](#別表障害児相談支援給付費単位数表第４特定事業所加算) | 30 |
| 55 | [（９）一単位の単価](#一単位の単価)　 | 30 |
| 56 | 第５　[業務管理体制の整備に関する届出](#業務管理体制の整備に関する届出) | 31 |

書類一覧

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| No. | 書類の名称 | 備考 | 確認欄 |
| 1 | 市町村に提出した指定申請書等の書類 | 指定期間中の申請書、変更届等の控え | 有・無 |
| 2 | 運営規程 |  | 有・無 |
| 3 | 重要事項説明書 |  | 有・無 |
| 4 | 就業規則 |  | 有・無 |
| 5 | 組織体制図 |  | 有・無 |
| 6 | 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 |  | 有・無 |
| 7 | 従業者の雇用契約関係書類 |  | 有・無 |
| 8 | 従業者の出勤状況を確認できる物 | タイムカード等 | 有・無 |
| 9 | 従業者の給与台帳 |  | 有・無 |
| 10 | 従業者の秘密保持の確認書類 | 誓約書等 | 有・無 |
| 11 | 相談支援専門員の身分証 | 写し | 有・無 |
| 12 | 相談支援従事者研修の修了証書 | 直近の物の写し | 有・無 |
| 13 | 利用者の名簿 |  | 有・無 |
| 14 | 障害福祉サービス受給者証 | 写し | 有・無 |
| 15 | 利用者等の個人情報利用の同意書 |  | 有・無 |
| 16 | 計画相談支援利用の為の契約書 |  | 有・無 |
| 17 | サービス等利用計画案 | 週間計画表添付 | 有・無 |
| 18 | 申請者の現状（基本情報） | サービス等利用計画案の別紙1・2 | 有・無 |
| 19 | サービス等利用計画 | 週間計画表添付 | 有・無 |
| 20 | モニタリング報告書 | 継続サービス利用支援に関する物 | 有・無 |
| 21 | サービス担当者会議等の記録 |  | 有・無 |
| 22 | 利用者等へ渡す明細書・領収書等 | 控え | 有・無 |
| 23 | 計画相談支援給付費の請求に関する書類 |  | 有・無 |
| 24 | 法定代理受領を行わない場合のサービス提供証明書 | 写し | 有・無 |
| 25 | 相談支援台帳 |  | 有・無 |
| 26 | 業務日誌 |  | 有・無 |
| 27 | 収支決算書 | 会計に関する記録 | 有・無 |
| 28 | 平面図 |  | 有・無 |
| 29 | 設備・備品台帳 |  | 有・無 |
| 30 | 苦情に関する記録 | 事例がない場合は様式のみ | 有・無 |
| 31 | 事故に関する記録 | 事例がない場合は様式のみ | 有・無 |
| 32 | 研修に関する記録 |  | 有・無 |
| 33 | 特定事業所加算に係る届出書 | 控え（届け出ている場合のみ） | 有・無 |
| 34 | 特定事業所加算の基準の遵守状況に関する記録 | 届け出ている場合のみ | 有・無 |
| 35 | 当該事業者の広告物 | チラシ、ホームページの写し等 | 有・無 |

|  |
| --- |
| [指定障害児相談支援事業者が読み替える表中の語句](#指定障害児相談支援事業者が読み替える表中の語句) |
| No | 読み替える表中の語句 |
| 読み替え前 | 読み替え後 |
| 1 | 指定特定相談支援事業者 | 指定障害児相談支援事業者 |
| 2 | 指定特定相談支援事業所 | 指定障害児相談支援事業所 |
| 3 | 計画相談支援 | 障害児相談支援 |
| 4 | サービス等利用計画 | 障害児支援利用計画 |
| 5 | サービス等利用計画案 | 障害児支援利用計画案 |
| 6 | サービス利用支援 | 障害児支援利用援助 |
| 7 | 利用者 | 利用者の保護者 |
| 8 | 障害福祉サービス | 障害児通所支援 |
| 9 | 障害福祉サービス受給者証 | 通所受給者証 |

※「障害福祉サービス等」とは障害福祉サービスに「障害児通所支援」及び「地域相談支援」を含み、

「利用者等」とは利用者に「利用者の保護者」を含むものとします。

法律・省令・告示の略称

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No. | 略称 | 法律・省令・告示の名称等 |
| 1 | 総合支援法 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年11月7日法律第123号) |
| 2 | 児福法 | 児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号) |
| 3 | 社福法 | 社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号） |
| 4 | 介保法 | 介護保険法（平成9年12月17日法律第123号） |
| 5 | 省令第28号 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年3月13日厚生労働省令第28号) |
| 6 | 省令第29号 | 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年3月13日厚生労働省令第29号) |
| 7 | [告示第125号](#基本事項) | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年3月14日厚生労働省告示第125号) |
| 8 | [告示第126号](#基本事項) | 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年3月14日厚生労働省告示第126号) |
| 9 | [告示第128号](#一単位の単価) | 厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成24年3月14日厚生労働省告示第128号) |
| 10 | [告示第176号](#告示第176号) | 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働大臣が定める地域(平成21年3月30日厚生労働省告示第176号) ※特別地域加算 |
| 11 | [告示第180号](#告示第180号) | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準(平成27年3月27日厚生労働省告示第180号)※特定事業所加算 |
| 12 | [告示第181号](#告示第181号第1号) | 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準(平成27年3月27日厚生労働省告示第181号) ※初回加算・特定事業所加算 |
| 13 | [告示第539号](#一単位の単価) | 厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成18年9月29日厚生労働省告示第539号) |

省令第28号・省令第29号の趣旨及び内容の通知

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No. | 対象となる省令 | 通知の名称 |
| 1 | 省令第28号 | 障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について(平成24年3月30日障発第0330第22号) |
| 2 | 省令第28号 | 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について」の一部改正について(平成27年3月31日障発第0331第22号) |
| 3 | 省令第29号 | 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について(平成24年3月30日障発第0330第23号) |
| 4 | 省令第29号 | 「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について」の一部改正について(平成27年3月31日障発0331第23号) |

１．指定特定相談支援事業者・指定特定相談支援事業所の概要

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業者の概要 | フリガナ名　称 |  |
| 法人である場合はその種別 |  |
| 主たる事務所の所在地 |  |
| 代表者の職・氏名 |  |
| 代表者の住所 |  |
| 事業所の概要 | フリガナ名　称 |  |
| 所在地 |  |
| 指定年月日 |  |
| 指定している市町村名 |  |
| 管理者の氏名 |  |
| 相談支援専門員の氏名 |  |
| 主な掲示事項 | 営業日 |  |
| 営業時間 |  |
| 主たる対象者 |  |
| その他の費用 |  |
| 通常の事業実施地域 |  |

２．指定特定相談支援事業者の障害福祉サービス事業所・障害者支援施設・障害児通所支援事業所一覧

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 障害福祉サービス事業所等の名称 | 障害福祉サービスの種類 |
| 1 |  |  |
| 2 |  |  |
| 3 |  |  |
| 4 |  |  |
| 5 |  |  |
| 6 |  |  |
| 7 |  |  |
| 8 |  |  |
| 9 |  |  |
| 10 |  |  |
| 11 |  |  |
| 12 |  |  |
| 13 |  |  |
| 14 |  |  |
| 15 |  |  |

※　同一事業者の中で、対象となる指定特定相談支援事業所以外の障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、障害児通所支援事業所があればその事業所の名称及び種類を記載してください。

３．計画相談支援費の請求状況

[①計画相談支援費（指定特定相談支援事業所）](#別表計画相談支援給付費単位数表第１)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 名称 | 請求実績の状況 | 市記入欄 |
| [サービス利用支援費](#注１サービス利用支援費) | [ ] 請求あり　　[ ] 請求なし | □可・□否 |
| [継続サービス利用支援費](#注２継続サービス利用支援費) | [ ] 請求あり　　[ ] 請求なし | □可・□否 |
| [居宅介護支援費重複減算（Ⅰ）](#注６居宅介護支援費重複減算（Ⅰ）) | [ ] 請求あり　　[ ] 請求なし | □可・□否 |
| [居宅介護支援費重複減算（Ⅱ）](#注７居宅介護支援費重複減算（Ⅱ）) | [ ] 請求あり　　[ ] 請求なし | □可・□否 |
| [介護予防支援費重複減算](#注８介護予防支援費重複減算) | [ ] 請求あり　　[ ] 請求なし | □可・□否 |
| [特別地域加算](#告示第176号) | [ ] 請求あり　　[ ] 請求なし | □可・□否 |
| [利用者負担上限額管理加算](#別表計画相談支援給付費単位数表第２) | [ ] 請求あり　　[ ] 請求なし | □可・□否 |
| [特定事業所加算](#別表計画相談支援給付費単位数表第３) | [ ] 請求あり　[ ] 請求なし　[ ] 加算の届出なし | □可・□否 |

[②障害児相談支援費（指定障害児相談支援事業所）](#別表障害児相談支援給付費単位数表第１)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 名称 | 請求実績の状況 | 市記入欄 |
| [障害児支援利用援助費](#注１障害児支援利用援助費) | [ ] 請求あり　　[ ] 請求なし | □可・□否 |
| [継続障害児支援利用援助費](#注２継続障害児支援利用援助費) | [ ] 請求あり　　[ ] 請求なし | □可・□否 |
| [特別地域加算](#注５) | [ ] 請求あり　　[ ] 請求なし | □可・□否 |
| [利用者負担上限額管理加算](#別表障害児相談支援給付費単位数表第２利用者負担上限額管理加算) | [ ] 請求あり　　[ ] 請求なし | □可・□否 |
| [特定事業所加算](#別表障害児相談支援給付費単位数表第４特定事業所加算) | [ ] 請求あり　[ ] 請求なし　[ ] 加算の届出なし | □可・□否 |
| [初回加算](#別表障害児相談支援給付費単位数表第３初回加算) | [ ] 請求あり　　[ ] 請求なし | □可・□否 |

４．利用者の名簿（五十音順）

※橋本市以外の利用者は、氏名欄に市町村名を記入し、受給者証番号は空白にしてください。年齢、契約日、契約終了日は記入してください。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| No | 氏名 | 受給者証番号 | 年齢 | 契約日 | 契約終了日 | No | 氏名 | 受給者証番号 | 年齢 | 契約日 | 契約終了日 | No | 氏名 | 受給者証番号 | 年齢 | 契約日 | 契約終了日 |
| 1 |  |  |  |  |  | 21 |  |  |  |  |  | 41 |  |  |  |  |  |
| 2 |  |  |  |  |  | 22 |  |  |  |  |  | 42 |  |  |  |  |  |
| 3 |  |  |  |  |  | 23 |  |  |  |  |  | 43 |  |  |  |  |  |
| 4 |  |  |  |  |  | 24 |  |  |  |  |  | 44 |  |  |  |  |  |
| 5 |  |  |  |  |  | 25 |  |  |  |  |  | 45 |  |  |  |  |  |
| 6 |  |  |  |  |  | 26 |  |  |  |  |  | 46 |  |  |  |  |  |
| 7 |  |  |  |  |  | 27 |  |  |  |  |  | 47 |  |  |  |  |  |
| 8 |  |  |  |  |  | 28 |  |  |  |  |  | 48 |  |  |  |  |  |
| 9 |  |  |  |  |  | 29 |  |  |  |  |  | 49 |  |  |  |  |  |
| 10 |  |  |  |  |  | 30 |  |  |  |  |  | 50 |  |  |  |  |  |
| 11 |  |  |  |  |  | 31 |  |  |  |  |  | 51 |  |  |  |  |  |
| 12 |  |  |  |  |  | 32 |  |  |  |  |  | 52 |  |  |  |  |  |
| 13 |  |  |  |  |  | 33 |  |  |  |  |  | 53 |  |  |  |  |  |
| 14 |  |  |  |  |  | 34 |  |  |  |  |  | 54 |  |  |  |  |  |
| 15 |  |  |  |  |  | 35 |  |  |  |  |  | 55 |  |  |  |  |  |
| 16 |  |  |  |  |  | 36 |  |  |  |  |  | 56 |  |  |  |  |  |
| 17 |  |  |  |  |  | 37 |  |  |  |  |  | 57 |  |  |  |  |  |
| 18 |  |  |  |  |  | 38 |  |  |  |  |  | 58 |  |  |  |  |  |
| 19 |  |  |  |  |  | 39 |  |  |  |  |  | 59 |  |  |  |  |  |
| 20 |  |  |  |  |  | 40 |  |  |  |  |  | 60 |  |  |  |  |  |

５．[苦情に関する記録の状況](#苦情解決)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 受付年月 | 件数 | 苦情の主な内容 |
| 年　月 | 件 |  |
| 年　月 | 件 |  |
| 年　月 | 件 |  |

※必要に応じて行を追加してください。

６．[事故に関する記録の状況](#事故に関する記録の状況)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 発生年月日 | 事故の主な内容 | 対応の主な内容 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

　　※必要に応じて行を追加してください。

７．[研修に関する記録の状況](#研修に関する記録の状況)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 実施年月日 | 名称 | 研修の主な内容 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

　　※必要に応じて行を追加してください。

第１　基本方針　（省令第28号・省令第29号第2条）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 自主点検欄 | 確認書類等 | [市記入欄](#目次) |
| ①指定計画相談支援の事業は、利用者又は利用者の保護者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立ったサービスの提供に努めていますか。 | [ ] 努めている[ ] 努めていない | 運営規程重要事項説明書 | □可・□否 |
| ②指定計画相談支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮していますか。 | [ ] 配慮している　　[ ] 配慮していな　い | 運営規程重要事項説明書 | □可・□否 |
| ③指定計画相談支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健・医療・福祉・就労支援・教育等のサービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮していますか。 | [ ] 配慮している[ ] 配慮していな　い | 運営規程重要事項説明書 | □可・□否 |
| ④指定計画相談支援の事業は、利用者等に提供される障害福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービスを行う者に不当に偏ることのないように、公正中立に行っていますか。 | [ ] 行っている[ ] 行っていない | 運営規程重要事項説明書 | □可・□否 |
| ⑤指定特定相談支援事業者は、市町村や障害福祉サービス事業を行う者等との連携を図り、地域に応じて必要な社会資源の改善及び開発に努めていますか。 | [ ] 努めている[ ] 努めていない | 運営規程重要事項説明書 | □可・□否 |
| ⑥指定特定相談支援事業者は、自ら提供している相談支援の評価を行い、常にその改善を図っていますか。 | [ ] 図っている[ ] 図っていない | 運営規程重要事項説明書 | □可・□否 |

第２　人員に関する基準

（１）従業者　（省令第28号・省令第29号第3条）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 自主点検欄 | 確認書類等 | [市記入欄](#目次) |
| 指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所ごとに専らその職務に従事する相談支援専門員を置いていますか。ただし、指定計画相談支援の業務に支障がない場合は、当該指定特定相談支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができます。 | [ ] 専従の相談支援専門員を置いている[ ] 兼務の相談支援専門員を置いている→[ ] 当該業務に支障はない→[ ] 当該業務に支障がある（業務過剰等） | 組織体制図従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表相談支援従事者研修の修了証書の写し等 | □可・□否 |

（２）管理者　（省令第28号・省令第29号第4条）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 自主点検欄 | 確認書類等 | [市記入欄](#目次) |
| 指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いていますか。ただし、指定特定相談支援事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定相談支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。 | [ ] 専従の管理者を置いている[ ] 兼務の管理者を置いている→[ ] 当該事業所の管理上支障はない　→[ ] 当該事業所の管理上支障がある（業務過剰等） | 組織体制図従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 | □可・□否 |

第３　運営に関する基準

（１）内容及び手続の説明及び同意　（省令第28号・省令第29号第5条）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 自主点検欄 | 確認書類等 | [市記入欄](#目次) |
| ①指定特定相談支援事業者は、利用者等が指定計画相談支援の利用の申込みがあったときは、障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、利用申込者に対し、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、指定計画相談支援の提供の開始について同意を得ていますか。 | [ ] 適切に行っている[ ] 適切に行っていない[ ] 該当なし | 運営規程重要事項説明書計画相談支援利用の為の契約書 | □可・□否 |
| ②指定特定相談支援事業者は、社福法第77条の規定（利用契約の成立時の正面の交付）に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障がいの特性に応じた適切な配慮をしていますか。(例)視覚に障がいのある人に書類を読み上げるなど | [ ] 配慮している[ ] 配慮していな　　い[ ] 該当なし | 計画相談支援利用の為の契約書業務日誌 | □可・□否 |

（２）契約内容の報告等　（省令第28号・省令第29号第6条）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 自主点検欄 | 確認書類等 | [市記入欄](#目次) |
| ①指定特定相談支援事業者は、指定計画相談支援の利用に係る契約をしたときは、その旨を市町村に対し遅滞なく報告していますか。 | [ ] 報告している[ ] 報告していな　　い[ ] 該当なし | 契約内容報告書の写し業務日誌 | □可・□否 |
| ②指定特定相談支援事業者は、サービス等利用計画を作成したときは、その写しを市町村に対し遅滞なく提出していますか。 | [ ] 提出している[ ] 提出していな　い[ ] 該当なし | サービス等利用計画の写し業務日誌 | □可・□否 |

（３）提供拒否の禁止　（省令第28号・省令第29号第7条）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 自主点検欄 | 確認書類等 | [市記入欄](#目次) |
| ①指定特定相談支援事業者は、正当な理由がなく、サービスの提供を拒んでいませんか。※正当な理由1.当該指定特定相談支援事業所の現員からは利用申込みに応じきられない場合2.利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合3.当該事業所の運営規程において主たる対象とする障がいの種類を定めている場合であって、これに該当しない人から利用申し込みがあった場合4.その他利用申込者に対し自ら適切な指定計画相談支援を提供することが困難な場合 | [ ] 拒んでいない[ ] 拒んでいる→（その理由の番号：　　）[ ] 該当なし | 業務日誌 | □可・□否 |

（４）サービス提供困難時の対応　（省令第28号・省令第29号第8条）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 自主点検欄 | 確認書類等 | [市記入欄](#目次) |
| 指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所の通常の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定計画相談支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定計画相談支援事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じていますか。 | [ ] 講じている[ ] 講じていない[ ] 該当なし | 業務日誌 | □可・□否 |

（５）受給資格の確認　（省令第28号・省令第29号第9条）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 自主点検欄 | 確認書類等 | [市記入欄](#目次) |
| 指定特定相談支援事業者は、指定計画相談支援の提供を求められた場合は、その人の提示する障害福祉サービス受給者証又は地域相談支援受給者証によって、計画相談支援給付費の支給対象者であること、総合支援法第5条第21項又は児福法第6条の2の2第8項に規定する厚生労働省令で定める期間（以後、「モニタリング期間ごと」という。）、障害福祉サービスの支給決定の有無、有効期間、支給量等を確かめていますか。 | [ ] 確認している[ ] 確認していな　い[ ] 該当なし | 障害福祉サービス受給者証の写し | □可・□否 |

（６）支給決定又は地域相談支援給付決定、通所給付決定の申請に係る援助　（省令第28号・省令第29号第10条）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 自主点検欄 | 確認書類等 | [市記入欄](#目次) |
| 指定特定相談支援事業者は、障害福祉サービス又は地域相談支援の決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、有効期間の終了に伴う決定の申請について、必要な援助を行っていますか。 | [ ] 行っている[ ] 行っていない[ ] 該当なし | 業務日誌 | □可・□否 |

（７）身分を証する書類の携行　（省令第28号・省令第29号第11条）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 自主点検欄 | 確認書類等 | [市記入欄](#目次) |
| 指定特定相談支援事業者は、相談支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべきことを指導していますか。 | [ ] 適切に行っている[ ] 適切に行っていない | 相談支援専門員の身分証の写し | □可・□否 |

（８）計画相談支援給付費の額等の受領　（省令第28号・省令第29号第12条）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 自主点検欄 | 確認書類等 | [市記入欄](#目次) |
| ①指定特定相談支援事業者は、法定代理受領を行わない指定計画相談支援を提供した際は、計画相談支援対象の利用者等から総合支援法第51条の17第2項（指定障害児相談支援事業者の場合は児福法第24条の26第2項）に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定計画相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定計画相談支援に要した費用の額）の支払を受けていますか。 | [ ] 受けている[ ] 受けていない[ ] 該当なし | 領収書（控え） | □可・□否 |
| ②指定特定相談支援事業者は、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅等を訪問して指定計画相談支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けていますか。 | [ ] 受けている[ ] 受けていない[ ] 該当なし | 運営規定重要事項説明書計画相談支援利用の為の契約書領収書（控え） | □可・□否 |
| ③指定特定相談支援事業者は、（8）①・②の費用の額の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を当該費用の額を支払った利用者に対し交付していますか。 | [ ] 交付している[ ] 交付していな　い[ ] 該当なし | 領収書（控え） | □可・□否 |
| ④指定特定相談支援事業者は、（8）②の交通費については、あらかじめ、利用者に対し、その額について説明を行い、同意を得ていますか。 | [ ] 得ている[ ] 得ていない[ ] 該当なし | 重要事項説明書計画相談支援利用の為の契約書 | □可・□否 |

（９）利用者負担額に係る管理　（省令第28号・省令第29号第13条）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 自主点検欄 | 確認書類等 | [市記入欄](#目次) |
| ①指定特定相談支援事業者は、指定計画相談支援を提供している利用者が当該指定計画相談支援と同一の月に受けた障害福祉サービスにつき利用者負担額合計額を算定していますか。この場合において、指定特定相談支援事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、利用者とサービス等を提供した障害福祉サービス等の事業者に通知していますか。 | [ ] 適切に行っている[ ] 適切に行っていない[ ] 該当なし | 通知書（控え） | □可・□否 |

（１０）計画相談支援給付費の額に係る通知等　（省令第28号・省令第29号第14条）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 自主点検欄 | 確認書類等 | [市記入欄](#目次) |
| ①指定特定相談支援事業者は、法定代理受領により指定計画相談支援に係る計画相談支援給付費の支給を受けた場合は、利用者等に計画相談支援給付費の額を通知していますか。 | [ ] 通知している[ ] 通知していな　い[ ] 該当なし | 通知書（控え） | □可・□否 |
| ②指定特定相談支援事業者は、法定代理受領を行わない指定計画相談支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定計画相談支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者等に交付していますか。 | [ ] 交付している[ ] 交付していな　い[ ] 該当なし | サービス提供証明書（控え） | □可・□否 |

（１１）指定計画相談支援の具体的取扱方針　（省令第28号・省令第29号第15条第1項）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 自主点検欄 | 確認書類等 | [市記入欄](#目次) |
| ①指定特定相談支援事業所の管理者は、相談支援専門員に基本相談支援に関する業務及びサービス等利用計画の作成に関する業務を担当させていますか。　**指定障害児相談支援事業所の管理者**は、相談支援専門員に障害児支援利用計画の作成に関する業務を担当させていますか。 | [ ] 担当させている[ ] 担当させていない | サービス等利用計画案申請者の現状（基本情報）サービス等利用計画モニタリング報告書 | □可・□否 |
| ②指定特定相談支援事業所の管理者は、指定計画相談支援の提供に当たっては、利用者等の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障がいを有する人又は同じ障がいを有する障がい児の家族による支援等適切な手法を通じて行っていますか。 | [ ] 行っている[ ] 行っていない[ ] 該当なし | 重要事項説明書 | □可・□否 |

（１２）指定計画相談支援の具体的取扱方針（省令第28号・省令第29号第15条第2項第1～12号）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 自主点検欄 | 確認書類等 | [市記入欄](#目次) |
| ①相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者等の希望等を踏まえて計画を作成するよう努めていますか。 | [ ] 努めている[ ] 努めていない[ ] 該当なし | サービス等利用計画 | □可・□否 |
| ②相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に適切な福祉サービス等の利用を行なえるようにしていますか。 | [ ] 行っている[ ] 行っていない[ ] 該当なし | サービス等利用計画 | □可・□否 |
| ③相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、障害福祉サービス等に加えて、それ以外の福祉サービス等、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて、サービス等利用計画上に位置付けるよう努めていますか。  | [ ] 努めている[ ] 努めていない[ ] 該当なし | サービス等利用計画 | □可・□否 |
| ④相談支援専門員は、サービス等利用計画の開始に当たっては、利用者等によるサービスの選択に資するよう、当該地域における障害福祉サービス等の事業者に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供していますか。 | [ ] 提供している[ ] 提供していな　　い[ ] 該当なし | サービス等利用計画 | □可・□否 |
| ⑤相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握（以後、「アセスメント」という。）を行なっていますか。 | [ ] 行っている[ ] 行っていない[ ] 該当なし | サービス等利用計画 | □可・□否 |
| ⑥相談支援専門員は、アセスメントに当たっては、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接していますか。相談支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ていますか。 | [ ] 適切に行っている[ ] 適切に行っていない[ ] 該当なし | サービス等利用計画業務日誌 | □可・□否 |
| ⑦相談支援専門員は、利用者についてのアセスメントに基づき、当該地域における指定障害福祉サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を提供する上での留意事項、モニタリング期間ごとに係る提案等を記載したサービス等利用計画案を作成していますか。 | [ ] 作成している[ ] 作成していな　い[ ] 該当なし | サービス等利用計画案 | □可・□否 |
| ⑧相談支援専門員は、サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等について、総合支援法第19条第1項に規定する介護給付費等又は児福法第21条の5の5第1項に規定する障害児通所給付費等の対象となるかどうかを区分した上で、当該サービス等利用計画案の内容を利用者等又はその家族に対して説明し、文書により同意を得ていますか。 | [ ] 得ている[ ] 得ていない[ ] 該当なし | サービス等利用計画案 | □可・□否 |
| ⑨相談支援専門員は、サービス等利用計画案を作成した際に、サービス等利用計画案を利用者等に交付していますか。 | [ ] 交付している[ ] 交付していな　　い[ ] 該当なし | 業務日誌 | □可・□否 |
| ⑩相談支援専門員は、介護給付費等支給決定、地域相談支援給付決定又は通所給付決定を踏まえてサービス等利用計画案の変更を行い、指定障害福祉サービス事業者等その他の者との連絡調整等を行うとともに、サービス担当者会議の開催等により、当該サービス等利用計画案の内容について説明を行うととともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求めていますか。 | [ ] 求めている[ ] 求めていない[ ] 該当なし | サービス等利用計画案業務日誌 | □可・□否 |
| ⑪相談支援専門員は、サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得ていますか。 | [ ] 適切に行っている[ ] 適切に行っていない[ ] 該当なし | サービス等利用計画案 | □可・□否 |
| ⑫相談支援専門員は、サービス等利用計画を作成した際には、当該サービス等利用計画を利用者等及び担当者に交付していますか。 | [ ] 交付している[ ] 交付していな　い[ ] 該当なし | 業務日誌 | □可・□否 |

（１３）指定計画相談支援の具体的取扱方針　（省令第28号・省令第29号第15条第3項）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 自主点検欄 | 確認書類等 | [市記入欄](#目次) |
| ①相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成後、その計画の実施状況の把握（以後、「モニタリング」という。）を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定、地域相談支援給付決定又は通所給付決定が必要であると認められる場合には、利用者等に対し、申請の勧奨を行なっていますか。 | [ ] 行っている[ ] 行っていない[ ] 該当なし | モニタリング報告書 | □可・□否 |
| ②相談支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行うこととし、モニタリング期間ごとに利用者の居宅等を訪問し、利用者等に面接するほか、その結果を記録していますか。 | [ ] 適切に行っている[ ] 適切に行っていない[ ] 該当なし | モニタリング報告書 | □可・□否 |
| ③相談支援専門員は、「（12）指定計画相談支援の具体的取扱方針」①から⑦まで及び⑩から⑫までの規定は、（13）①に規定するサービス等利用計画の変更について準用していますか。 | [ ] 準用している[ ] 準用していな　　い[ ] 該当なし | サービス等利用計画 | □可・□否 |
| ④相談支援専門員は、適切な福祉サービス等が総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者等が指定障害者支援施設等若しくは指定障害児入所施設等への入所又は入院を希望する場合には、指定障害者支援施設等又は指定障害児入所施設への紹介その他の便宜の提供を行なっていますか。 | [ ] 行っている[ ] 行っていない[ ] 該当なし | 業務日誌 | □可・□否 |
| ⑤相談支援専門員は、指定障害者支援施設、精神科病院等又は指定障害児入所施設等から退所又は退院しようとする利用者又はその家族から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、必要な情報の提供及び助言を行う等の援助を行なっていますか。 | [ ] 行っている[ ] 行っていない[ ] 該当なし | 業務日誌 | □可・□否 |

（１４）利用者等に対するサービス等利用計画等の書類の交付　（省令第28号第16条）

障害児等に対する障害児支援利用計画等の書類の交付　（省令第29号第16条）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 自主点検欄 | 確認書類等 | [市記入欄](#目次) |
| 指定特定相談支援事業者は、利用者等が他の指定特定相談支援事業者の利用を希望する場合その他利用者等から申出があった場合には、当該利用者等に対し、直近のサービス等利用計画及びその実施状況に関する書類を交付していますか。 | [ ] 交付している[ ] 交付していな　い[ ] 該当なし | 業務日誌 | □可・□否 |

（１５）計画相談支援対象障害者等に関する市町村への通知　（省令第28号第17条）

障害児相談支援対象保護者に関する市町村への通知　（省令第29号第17条）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 自主点検欄 | 確認書類等 | [市記入欄](#目次) |
| 指定特定相談支援事業者は、指定計画相談支援を受けている計画相談支援対象の利用者等が、偽りその他不正な行為によって計画相談支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知していますか。 | [ ] 通知している[ ] 通知していな　い[ ] 該当なし | 通知書の写し等 | □可・□否 |

（１６）管理者の責務　（省令第28号・省令第29号第18条）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 自主点検欄 | 確認書類等 | [市記入欄](#目次) |
| ①指定特定相談支援事業所の管理者は、相談支援専門員その他の従業者の管理、指定計画相談支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。 | [ ] 行っている[ ] 行っていない | 組織体制図 | □可・□否 |
| ②指定特定相談支援事業所の管理者は、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員その他従業者に省令第28号・省令第29号第2章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。 | [ ] 行っている[ ] 行っていない | 組織体制図 | □可・□否 |

（１７）運営規程　（省令第28号・省令第29号第19条）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 自主点検欄 | 確認書類等 | [市記入欄](#目次) |
| 指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めていますか。 | [ ] 全て定めてい　る[ ] 定めていない事項がある | 運営規程 | □可・□否 |
| 1.事業の目的及び運営の方針 | [ ] 有　[ ] 無 |
| 2.従業者の職種、員数及び職務の内容 | [ ] 有　[ ] 無 |
| 3.営業日及び営業時間 | [ ] 有　[ ] 無 |
| 4.指定計画相談支援の提供方法及び内容並びに計画相談支援対象の利用者等から受領する費用及びその額 | [ ] 有　[ ] 無 |
| 5. 通常の事業の実施地域 | [ ] 有　[ ] 無 |
| 6.事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には当該障がいの種類 | [ ] 有　[ ] 無 |
| 7. 虐待の防止のための措置に関する事項 | [ ] 有　[ ] 無 |
| 8. その他運営に関する重要事項 | [ ] 有　[ ] 無 |

（１８）勤務体制の確保等　（省令第28号・省令第29号第20条）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 自主点検欄 | 確認書類等 | [市記入欄](#目次) |
| ①指定特定相談支援事業者は、利用者等に対し、適切な指定計画相談支援を提供できるよう、指定特定相談支援事業所ごとに、相談支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めていますか。 | [ ] 定めている[ ] 定めていない | 組織体制図従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 | □可・□否 |
| ②指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所ごとに、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員に指定計画相談支援の業務を担当させていますか。ただし、相談支援専門員の補助の業務については、この限りではありません。 | [ ] 担当させてい　る[ ] 担当させていない | 組織体制図サービス等利用計画 | □可・□否 |
| ③指定特定相談支援事業者は、相談支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保していますか。相談支援専門員に現任者研修を受けさせていますか。 | [ ] 適切に行っている[ ] 適切に行っていない | 研修に関する記録 | □可・□否 |

（１９）設備及び備品等　（省令第28号・省令第29号第21条）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 自主点検欄 | 確認書類等 | [市記入欄](#目次) |
| ①指定特定相談支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有していますか。また、指定計画相談支援の提供に必要な設備及び備品等を備えていますか。 | [ ] 適切である[ ] 適切でない | 平面図設備・備品台帳設置状況 | □可・□否 |

（２０）衛生管理等　（省令第28号・省令第29号第22条）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 自主点検欄 | 確認書類等 | [市記入欄](#目次) |
| ①指定特定相談支援事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っていますか。 | [ ] 行っている[ ] 行っていない | 健康診断の受診・感染症対策の状況が分かる資料 | □可・□否 |
| ②指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めていますか。 | [ ] 努めている[ ] 努めていない | 平面図衛生用品の設置状況 | □可・□否 |

（２１）掲示等　（省令第28号・省令第29号第23条）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 自主点検欄 | 確認書類等 | [市記入欄](#目次) |
| ①指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所の見やすい場所に、以下の重要事項を掲示していますか。 | [ ] 掲示している[ ] 掲示していな　い | 掲示状況 | □可・□否 |
| 1.運営規程の概要 | [ ] 有　[ ] 無 |
| 2.基本相談支援及び計画相談支援の実施状況若しくは障害児相談支援の実施状況 | [ ] 有　[ ] 無 |
| 3.相談支援専門員の有する資格 | [ ] 有　[ ] 無 |
| 4.相談支援専門員の経験年数 | [ ] 有　[ ] 無 |
| 5.相談支援専門員の勤務の体制 | [ ] 有　[ ] 無 |
| 6.その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項 | [ ] 有　[ ] 無 |
| ②指定特定相談支援事業者は、（21）①重要事項の公表に努めていますか。 | [ ] 努めている[ ] 努めていない | 公表状況が分かる物（ホームページ等） | □可・□否 |

（２２）秘密保持等　（省令第28号・省令第29号第24条）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 自主点検欄 | 確認書類等 | [市記入欄](#目次) |
| ①指定特定相談支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。 | [ ] 漏らしていない[ ] 漏らしている | 従業者の秘密保持の確認書類 | □可・□否 |
| ②指定特定相談支援事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。※退職後も秘密の保持が必要です。 | [ ] 講じている[ ] 講じていない | 従業者の秘密保持の確認書類 | □可・□否 |
| ③指定特定相談支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ていますか。 | [ ] 得ている[ ] 得ていない | 利用者等の個人情報利用に関する同意書 | □可・□否 |

（２３）広告　（省令第28号・省令第29号第25条）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 自主点検欄 | 確認書類等 | [市記入欄](#目次) |
| 指定特定相談支援事業者は、当該指定特定相談支援事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていませんか。 | [ ] していない[ ] している | 当該事業者の広告物（チラシ、ホームページの写し等） | □可・□否 |

（２４）障害福祉サービス事業者等からの利益収受等の禁止　（省令第28号第26条）

　　　　指定障害児通所支援事業者等からの利益収受等の禁止　（省令第29号第26条）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 自主点検欄 | 確認書類等 | [市記入欄](#目次) |
| ①指定特定相談支援事業者及び指定特定相談支援事業所の管理者は、サービス等利用計画の作成又は変更に関し、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員に対して、特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行っていませんか。 | [ ] 行っていない[ ] 行っている | サービス等利用計画業務日誌 | □可・□否 |
| ②指定特定相談支援事業所の相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成又は変更に関し、利用者等に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行っていませんか。 | [ ] 行っていない[ ] 行っている | サービス等利用計画業務日誌 | □可・□否 |
| ③指定特定相談支援事業者及びその従業者は、サービス等利用計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用させることの対償として、当該福祉サービス等の事業を行う者等から金品その他の財産上の利益を収受していませんか。 | [ ] 収受していな　　　い[ ] 収受している | サービス等利用計画業務日誌 | □可・□否 |

（２５）苦情解決　（省令第28号・省令第29号第27条）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 自主点検欄 | 確認書類等 | [市記入欄](#目次) |
| ①指定特定相談支援事業者は、その提供した指定計画相談支援又はサービス等利用計画に位置付けた福祉サービス等に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。（第1項） | [ ] 講じている[ ] 講じていない | 運営規定重要事項説明書計画相談支援利用の為の契約書 | □可・□否 |
| ②指定特定相談支援事業者は、（25）①の苦情を受け付けた場合には、その内容等を記録していますか。（第2項） | [ ] 記録している[ ] 記録していな　　い[ ] 該当なし | 苦情に関する記録 | □可・□否 |
| ③指定特定相談支援事業者は、その提供した指定計画相談支援に関し、総合支援法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定特定相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じていますか。利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力していますか。市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。（第3項）**指定障害児相談支援事業者**は、その提供した指定障害児相談支援に関し、児福法第24条の34第1項の規定により市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害児相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じていますか。利用者又はその家族からの苦情に関して市町村長が行う調査に協力していますか。市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。（第3項） | [ ] 適切に対応している[ ] 適切に対応していない[ ] 該当なし | 運営規程重要事項説明書計画相談支援利用の為の契約書苦情に関する記録業務日誌 | □可・□否 |
| ④指定特定相談支援事業者は、その提供した指定計画相談支援に関し、総合支援法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定計画相談支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じていますか。利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力していますか。都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。（第4項）**指定障害児相談支援事業者**は、その提供した指定障害児相談支援に関し、児福法第57条の3の2第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害児相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じていますか。利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力していますか。市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。（第4項） | [ ] 適切に対応している[ ] 適切に対応していない[ ] 該当なし | 運営規程重要事項説明書計画相談支援利用の為の契約書苦情に関する記録業務日誌 | □可・□否 |
| ⑤指定特定相談支援事業者は、その提供した指定計画相談支援に関し、総合支援法第51条の27第2項の規定により市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定特定相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じていますか。利用者又はその家族からの苦情に関して市町村長が行う調査に協力していますか。市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。（第5項）**指定障害児相談支援事業者**は、その提供した指定障害児相談支援に関し、児福法第57条の3の3第4項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定障害児相談支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じていますか。利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力していますか。都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。（第5項） | [ ] 適切に対応している[ ] 適切に対応していない[ ] 該当なし | 運営規程重要事項説明書計画相談支援利用の為の契約書苦情に関する記録業務日誌 | □可・□否 |
| ⑥指定特定相談支援事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、（25）③～⑤の改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告していますか。 | [ ] 報告している[ ] 報告していな　　い[ ] 該当なし | 報告書（写し）業務日誌 | □可・□否 |
| ⑦指定特定相談支援事業者は、社福法第83条に規定する運営適正化委員会が社福法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力していますか。 | [ ] 協力している[ ] 協力していな　い[ ] 該当なし | 業務日誌 | □可・□否 |

（２６）事故発生時の対応　（省令第28号・省令第29号第28条）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 自主点検欄 | 確認書類等 | [市記入欄](#目次) |
| ①指定特定相談支援事業者は、利用者等に対する指定計画相談支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。　 | [ ] 講じている[ ] 講じていない[ ] 該当なし | 事故に関する記録 | □可・□否 |
| ②指定特定相談支援事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録していますか。 | [ ] 記録している[ ] 記録していな　　い[ ] 該当なし | 事故に関する記録 | □可・□否 |
| ③指定特定相談支援事業者は、利用者等に対する指定計画相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。 | [ ] 行っている[ ] 行っていない[ ] 該当なし | 重要事項説明書計画相談支援利用の為の契約書事故に関する記録 | □可・□否 |

（２７）会計の区分　（省令第28号・省令第29号第29条）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 自主点検欄 | 確認書類等 | [市記入欄](#目次) |
| 指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定計画相談支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分していますか。 | [ ] 区分している[ ] 区分していない | 収支決算書 | □可・□否 |

（２８）記録の整備　（省令第28号・省令第29号第30条）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 自主点検欄 | 確認書類等 | [市記入欄](#目次) |
| ①指定特定相談支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。 | [ ] 整備している[ ] 整備していな　　い | 従業者名簿設備・備品台帳収支決算書 | □可・□否 |
| ②指定特定相談支援事業者は、利用者等に対する指定計画相談支援の提供に関する次の記録を整備し、当該指定計画相談支援を提供した日から**５年間**保存していますか。 | [ ] 保存している[ ] 保存していない | 運営規定記録の保管状況相談支援台帳業務日誌 | □可・□否 |
| 1.省令第28号・省令第29号第15条第3項第1号に規定する福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録 | [ ] 有[ ] 無[ ] 該当なし |
| 2.個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した相談支援台帳イ　サービス等利用計画案及びサービス等利用計画ロ　アセスメントの記録ハ　サービス担当者会議等の記録ニ　モニタリングの結果の記録 | [ ] 有[ ] 無[ ] 該当なし |
| 3.利用者等が不正な行為によって、計画相談支援給付費を受けたとき、又は受けようとしたときの市町村への通知に係る記録（省令第28号・省令第29号第17条） | [ ] 有[ ] 無[ ] 該当なし | 通知書（写し） | □可・□否 |
| 4.苦情の内容等の記録（省令第28号・省令第29号第27条第2項） | [ ] 有[ ] 無[ ] 該当なし | 苦情に関する記録 | □可・□否 |
| 5.事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録（省令第28号・省令第29号第28条第2項） | [ ] 有[ ] 無[ ] 該当なし | 事故に関する記録 | □可・□否 |
| ③書類に記載された法律名・固有名詞等は、現行のものとなっていますか。 | [ ] なっている[ ] なっていない | 運営規程重要事項説明書計画相談支援利用の為の契約書等 | □可・□否 |

第４　計画相談支援給付費の算定及び取扱い

（１）基本事項　（告示第125号・告示第126号第1号・第2号）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 自主点検欄 | 確認書類等 | [市記入欄](#目次) |
| ①指定計画相談支援に要する費用の額は、告示第125号・告示第126号の別表計画相談支援給付費単位数表により算定する単位数に、別に厚生労働大臣が定める一単位の単価を乗じて算定していますか。 | [ ] 算定している[ ] 算定していな　い[ ] 該当なし | 請求状況 | □可・□否 |
| ②指定計画相談支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に一円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定していますか。 | [ ] 算定している[ ] 算定していな　い[ ] 該当なし | 請求状況 | □可・□否 |

（２）別表計画相談支援給付費単位数表　第１　（告示第125号別表第1注1～9）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 自主点検欄 | 確認書類等 | [市記入欄](#目次) |
| 注１　サービス利用支援費は、指定特定相談支援事業者が、計画相談支援対象の利用者等に対して指定サービス利用支援を行った場合に、1月につき所定単位数を算定していますか。※指定サービス利用支援とは、省令第28号第15条第2項第6号（訪問面接等）・8号（計画案説明同意等）・9号（計画案交付）・10号（サービス担当者会議等）・11号（説明同意等）・12号（計画交付）をいう。 | [ ] 算定している[ ] 算定していな　い[ ] 該当なし | 請求状況 | □可・□否 |
| 注２　継続サービス利用支援費は、指定特定相談支援事業者が、計画相談支援対象の利用者等に対して指定継続サービス利用支援を行った場合に、1月につき所定単位数を算定していますか。※指定継続サービス利用支援とは、省令第28号第15条第2項第6号（訪問面接等）・第10号（サービス担当者会議等）・第11号（説明同意等）・第12号（計画交付）、第3項第2号（モニタリング等）をいう。 | [ ] 算定している[ ] 算定していな　い[ ] 該当なし | 請求状況 | □可・□否 |
| 注３　指定特定相談支援事業者が、省令第28号第15条第2項第6号（訪問面接等）・第8号（計画案説明同意等）・第9号（計画案交付）・第10号（サービス担当者会議等）・第11号（説明同意等）・第12号（計画交付）まで、第3項第2号（モニタリング等）に定める基準を満たさないで、所定単位数を算定していませんか。 | [ ] 算定している[ ] 算定していな　い[ ] 該当なし | 請求状況サービス等利用計画サービス等利用計画案 | □可・□否 |
| 注４　指定特定相談支援事業者が、障害児相談支援対象保護者に対して、指定計画相談支援を行った場合に、所定単位数を算定していませんか。※障害福祉サービスと障害児通所支援の両方を利用する場合は、障害児相談支援給付費のみ算定されるため。 | [ ] 算定している[ ] 算定していな　い[ ] 該当なし | 請求状況障害児支援利用計画 | □可・□否 |
| 注５　指定特定相談支援事業者が、同一の月において、同一の計画相談支援対象の利用者等に対して指定継続サービス利用支援を行った後に、指定サービス利用支援を行った場合に、継続サービス利用支援費に係る所定単位数を算定していませんか。 | [ ] 算定している[ ] 算定していな　　い[ ] 該当なし | 請求状況 | □可・□否 |
| 注６　居宅介護支援費重複減算（Ⅰ）相談支援専門員が、計画相談支援対象の障がい者であって、介保法第7条第1項に規定する要介護状態区分が要介護1又は要介護2のものに対して、介保法46条第1項に規定する指定居宅介護支援と一体的に指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合に、居宅介護支援費重複減算（Ⅰ）として、1月につき決められた単位を所定単位数から減算していますか。※指定特定相談支援事業者のみ | [ ] 減算している[ ] 減算していな　い[ ] 該当なし | 請求状況 | □可・□否 |
| 注７　居宅介護支援費重複減算（Ⅱ）相談支援専門員が、計画相談支援対象の障がい者であって、介保法第7条第1項に規定する要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5のものに対して、介保法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援と一体的に指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合に、居宅介護支援費重複減算（Ⅱ）として、1月につき決められた単位を所定単位数から減算していますか。※指定特定相談支援事業者のみ | [ ] 減算している[ ] 減算していな　い[ ] 該当なし | 請求状況 | □可・□否 |
| 注８　介護予防支援費重複減算相談支援専門員が、計画相談支援対象の障がい者であって、かつ、介保法第7条第2項に規定する要支援状態区分が要支援1又は要支援2のものに対して、介保法第58条第1項に規定する指定介護予防支援と一体的に指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合に、介護予防支援費重複減算として、1月につき決められた単位を所定単位数から減算していますか。※指定特定相談支援事業者のみ | [ ] 減算している[ ] 減算していな　い[ ] 該当なし | 請求状況 | □可・□否 |
| 注９　特別地域加算指定特定相談支援事業者が、別に厚生労働大臣が定める地域（告示第176号）に居住している利用者に対して、指定計画相談支援を行った場合に、特別地域加算として、1回につき所定単位数に対して決められた割合に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。 | [ ] 加算している[ ] 加算していな　い[ ] 該当なし | 請求状況 | □可・□否 |

（３）別表計画相談支援給付費単位数表　第２　利用者負担上限額管理加算（告示第125号別表第2）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 自主点検欄 | 確認書類等 | [市記入欄](#目次) |
| 指定特定相談支援事業者が、告示第28号第13条に規定する利用者負担額合計額の管理をおこなった場合に、1月につき所定単位数を加算していますか。 | [ ] 加算している[ ] 加算していな　い[ ] 該当なし | 請求状況 | □可・□否 |

（４）別表計画相談支援給付費単位数表　第３　特定事業所加算　（告示第125号別表第3）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 自主点検欄 | 確認書類等 | [市記入欄](#目次) |
| 告示第180号の基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所は、1月につき所定単位数を加算していますか。 | [ ] 加算している[ ] 加算していな　い[ ] 該当なし | 請求状況 | □可・□否 |

（５）別表障害児相談支援給付費単位数表　第１　（告示第126号別表第1注1～5）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 自主点検欄 | 確認書類等 | [市記入欄](#目次) |
| 注１　障害児支援利用援助費は、指定障害児相談支援事業者が、障害児相談支援対象保護者に対して指定障害児支援利用援助を行った場合に、1月につき所定単位数を算定していますか。※指定障害児支援利用援助とは、省令第29号第15条第2項第6号（訪問面接等）・8号（計画案説明同意等）・9号（計画案交付）・10号（サービス担当者会議等）・11号（説明同意等）・12号（計画交付）をいう。 | [ ] 算定している[ ] 算定していな　い[ ] 該当なし | 請求状況 | □可・□否 |
| 注２　継続障害児支援利用援助費は、指定障害児相談支援事業者が、障害児相談支援対象保護者に対して指定継続障害児支援利用援助を行った場合に、1月につき所定単位数を算定していますか。※指定継続障害児支援利用援助とは、省令第29号第15条第2項第6号（訪問面接等）・第10号（サービス担当者会議等）・第11号（説明同意等）・第12号（計画交付）、第3項第2号（モニタリング等）をいう。 | [ ] 算定している[ ] 算定していな　い[ ] 該当なし | 請求状況 | □可・□否 |
| 注３　指定障害児相談支援事業者が、省令第29号第15条第2項第6号（訪問面接等）・第8号（計画案説明同意等）・第9号（計画案交付）・第10号（サービス担当者会議等）・第11号（説明同意等）・第12号（計画交付）まで、第3項第2号（モニタリング等）に定める基準を満たさないで、指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助を行った場合に、所定単位数を算定していませんか。 | [ ] 算定している[ ] 算定していな　い[ ] 該当なし | 請求状況障害児支援利用計画障害児支援利用計画案 | □可・□否 |
| 注４　指定障害児相談支援事業者が、同一の月において、同一の障害児相談支援対象の利用者の保護者に対して指定継続障害児支援利用援助を行った後に、指定障害児支援利用援助を行った場合に、継続継続障害児支援利用援助費に係る所定単位数を算定していませんか。※障害福祉サービスと障害児通所支援の両方を利用する場合は、障害児相談支援給付費のみ算定されるため。 | [ ] 算定している[ ] 算定していな　　い[ ] 該当なし | 請求状況 | □可・□否 |
| 注５　指定障害児相談支援事業者が、別に厚生労働大臣が定める地域（告示第176号）に居住している利用者に対して、指定障害児相談支援を行った場合に、特別地域加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。 | [ ] 加算している[ ] 加算していな　い[ ] 該当なし | 請求状況 | □可・□否 |

（６）別表障害児相談支援給付費単位数表 第２ 利用者負担上限額管理加算（告示第126号別表第2）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 自主点検欄 | 確認書類等 | [市記入欄](#目次) |
| 指定障害児相談支援事業者が、告示第29号[第13条](#利用者負担額に係る管理)に規定する利用者負担額合計額の管理をおこなった場合に、1月につき所定単位数を加算していますか。 | [ ] 加算している[ ] 加算していな　い[ ] 該当なし | 請求状況 | □可・□否 |

（７）別表障害児相談支援給付費単位数表　第３　初回加算　（告示第126号別表第3）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 自主点検欄 | 確認書類等 | [市記入欄](#目次) |
| 指定障害児相談支援事業者において、新規に障害児支援利用計画を作成する障害児相談支援の対象利用者の保護者に対して、指定障害児支援利用援助を行った場合かつ告示第181号第1号に適合する場合は、1月につき所定単位数を加算していますか。※指定障害児相談支援事業者のみ | [ ] 加算している[ ] 加算していな　　い[ ] 該当なし | 請求状況 | □可・□否 |

（８）別表障害児相談支援給付費単位数表　第４　特定事業所加算　（告示第126号別表第4）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 自主点検欄 | 確認書類等 | [市記入欄](#目次) |
| 告示第181号第2号の基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所は、1月につき所定単位数を加算していますか。 | [ ] 加算している[ ] 加算していな　い[ ] 該当なし | 請求状況 | □可・□否 |

（９）一単位の単価　（告示第539号・告示第128号）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 自主点検欄 | 確認書類等 | [市記入欄](#目次) |
| 特定相談支援事業所が所在する地域区分及び告示第539号・告示第128号同表の中欄に掲げるサービス種類又は支援の種類に応じて同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額を算定していますか。 | [ ] 算定している[ ] 算定していな　い[ ] 該当なし | 請求状況 | □可・□否 |

第５　業務管理体制の整備に関する届出

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 自主点検欄 | 確認書類等 | [市記入欄](#目次) |
| 「業務管理体制の整備等の施行について（平成24年3月30日障企発0330第5号・障障発0330第12号）第2.1（3）業務管理体制の整備に係る届出」に基づき、対象となる障害福祉サービス事業者等の区分に応じて、橋本市長、和歌山県知事又は厚生労働大臣あてに届け出ていますか。 | [ ] 届け出ている[ ] 届け出ていな　　い | 届出書の写し | □可・□否 |